

ヤスクニ・レポ 183

安倍内閣に対する私たちの課題

代表 西川重則

1

戦後69年の2014年12月14日(日)の第47回衆院選挙の結果は、ご承知の通り、「自公大勝3分の2維持 安倍政権の基盤強固に『アベノミクス』継続へ」となった(「朝日新聞」、12月15日、月曜日朝刊、参照)。

衆院議員475名のうち、自民290名・公明35名の連立政権で325名である。なお自民当選者には12月14日夜に追加公認がひとり(無所属)が追加され、合計326名と公表されている。特別国会が12月24日(水)から三日間開かれ、安倍首相が再び首相に選ばれ、現在の全閣僚もそのまま再任され、第三次安倍内閣が発足されることが報じられている。

マスコミが報じているように、与党が圧勝したことから、重大な課題となっている憲法改正(改悪)の議論が推進されることは避けられない。安倍内閣が長期にわたることも必至と言うべきである。来る臨時国会で、衆・参両院で、憲法改正の手続きに不可欠な憲法審査会が開かれ、その度に傍聴したが、来年の通常国会で継続され、各党の委員の参加によって、今回の自民党の圧勝を受けて、国会での改憲の動向は十分に予想される。自民党を始め改憲賛成の政党によって、日本国憲法の条文を改正(改悪)するために、より具体的に条文の検討を始め改正(改悪)項目を絞る議論が進められるであろう。

しかし憲法第96条の全文をよく読めばわかるとおり、日本国憲法は硬性憲法と言われるように、主権者・有権者も責任もって条文の正しい意味を認識するのは容易ではない。改憲案が国会で発議され、国民投票が行なわれ、憲法改正が行なわれる、つまり改憲は不可能ではないと思われていても、具体的にはそれほど容易ではない。

容易ではないからこそ、安倍首相も今年の7月1日、問題視されている、いわゆる閣議決定という手

法を駆使して、集団的自衛権の行使容認という邪道、憲法違反の行為を行なってまで事を済ませようとしたのである。日本国憲法第9条の第1項、不戦の決意と第2項の戦力の不保持を無視して、憲法の枠内で法律を成立させようとした憲法感覚を持たない安倍首相の無責任さを暴露して今日に至っているさまである。

集団的自衛権そのものは日本国憲法の枠内では存在しないのであって、第9条の正確な解釈からはあり得ないことを知らない首相始め閣僚の無知を私たちは真正面から問題視すべきであることを強調しておきたい。「朝日新聞」も注意しているように(12月15日、第4頁参照)、閣議決定で、集団的自衛権の使う範囲について、どこまで認めるか、連立政権の自民党、公明党の間でも解釈が割れていることを知らねばならない。

閣議決定の集団的自衛権の範囲は次のとおりであることを指摘しておきたいとあるが、普遍的とは言えない。

2

「『我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険』がある場合にのみ行使できる」と。つまり、集団的自衛権の範囲はどこまでかについて、意見、解釈が違っており、相互の調整が必要だと報道されている。

右の事例は一例に過ぎないが、こうした事例は憲法改正を前提に議論がなされているのであり、事例は多種多様であり、日本国憲法の改正を当然視していても、各党、各委員会、各人の見解・解釈・適用はさまざまであり、解釈改憲などは論外である。

国会傍聴15年の私にとって、たとえば憲法調査会(2000・1・20—)の場合始めその後の憲法審査会その他の委員会など、どの場合でも、類似の事

例は数多く見られたと思っている。

根本的問題は何かということである。戦後69年の今、私は改めて戦後70年を前に、日本の今後について真剣にどうあるべきかに思いを新たに戦後を総括する責任を痛感している。表面的にはほとんど気づかなかつたが、日本国憲法の第92条の「地方自治の本旨」についても真剣に考え、学び、その意味を深く認識し、実際に日々の生活を地方自治の本旨に従って生きたいと願っている。

改めて確認すべきだが、憲法第41条は国会についてであるが、その国会は各地方から選ばれ、当選した国会議員によって国の唯一の立法機関と位置づけられている。行政権は内閣に属している(第65条)。国会と内閣は政治の面で不可分の関係にあり、その目的は、国民として、個の尊厳に値する国民のために存在している。国会、内閣によって憲法政治の名にふさわしい責任と権限が与えられている国会、内閣が一体関係にあつて公務に関わつて然るべきであると言うべきである。そうした基本的な事柄について健全な良識を持ち、主権者・有権者が不断の警告を為政者にすべきことを改めて強調しておきたい。

日本国憲法は本来「対等であるはずの国と地方自治体の関係が『有事』[戦争]を境に『主』と『従』に

なり、その自治体は市民に『戦時動員』を強いる一。17日、国会に提出された武力攻撃事態法案には、そんな規定が盛り込まれている。国と市民の板挟みとなる各地の自治体の間には戸惑いや反発が広がりつつある(「朝日新聞」、2002・4・18、木曜日)。第一次小泉内閣の時の報道であつた。

今私は国会傍聴15年の体験から見えてくる問題は、まさに小泉内閣の次の安倍内閣によって日本国憲法(平和憲法)になじまない戦争憲法・法案作成の時代がやって来ていることを恐れるものである(第72条、第73条、内閣総理大臣の職務、続いて、内閣の職務、参照)。ともあれ、右に述べた2002年4月17日の「朝日新聞」の朝刊(第1面)の見出しに大きく書かれていた次のような文面をよく読んで欲しい。

「有事3法案閣議決定 戦後初の法体系化 攻撃予測時から対応」であり、安倍首相と同じ小泉首相・閣僚による戦争に道を開く同じ閣議決定であつたのに、なぜ問題にしなかつたのであろうか。

最後に、沖縄を捨て石作戦の犠牲にした日本、アジアの国々に侵略・加害の歴史を繰り返した日本の責任を問わない選挙であつたことを心に刻み、今後の課題を考えたいことを報告して終わりたい。

(2014・12・16)

2014年11月21日例会奨励 「正しい裁判」出エジプト記23章1～7節

山川 暁牧師(単立鶴川キリスト教会伝道師)

7節の「わたしは悪者を正しいと宣告することはしないからである」。ここに聖句のポイントが置かれていることは明白です。この聖句はシナイ山で主なる神がモーセに「十戒」を与えたその延長で示されたものであります。

テーマは訴訟です。訴訟にあつて心すべきことを神は示してくれています。悪意ある証人となつてはいけないこと。悪を行なう権力者の側に立つてはならないこと。公平さを保つこと。隣人への愛を現わすこと。情実にとらわれないこと。罪のない者を殺してはならないこと。

7月1日、安倍内閣は集団的自衛権の行使を閣議決定しました。これは明らかに憲法違反であります。だが、司法界、特に裁判官からはこれに異議を唱える声は聞こえてはきません。かつて最高裁長官の田

中耕太郎は「悪の権力者の側に立つてはならない」という聖書の教えを無視して、砂川裁判に不当に介入して裁判をゆがめてしまいました。

現在安倍首相の靖国神社公式参拝を巡つて、その違法性を問う裁判が起こされています。この裁判にはキリスト者も原告に加わっています。戦後この国で憲法政治がなされてきたかどうか問われていますが、司法の世界においてもそれが問われなくてはなりません。世の光としてキリスト者には、正しい裁判が行われているかどうか、それを厳しくウォッチングしていく務めが課せられているのです。つまりキリスト者には「公儀を水のように、正義をいつも水の流れのように、流れさせよ」(アモス5:7)という聖句に立つて生きることが求められているのです。